

○内閣府令第 号

公共施設等運営権登録令の一部を改正する政令（令和四年政令第四百二号）の施行に伴い、及び公共施設等運営権登録令（平成二十三年政令第三百五十六号）の規定に基づき、公共施設等運営権登録令施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

公共施設等運営権登録令施行規則の一部を改正する内閣府令

公共施設等運営権登録令施行規則（平成二十三年内閣府令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正

後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(受付帳) 第十一条 〔略〕 2 受付帳は、書面により調製する必要がある場合を除き、<u>内閣府の使用に係る電子計算機に備えられたファイルその他の電磁的記録に記録して調製するものとする。</u> (添付書面) 第十九条 〔略〕 2 次に掲げる場合には、前項第五号の規定にかかわらず、登録原因を証する書面を提出することを要しない。 一 令第四十七条の二の規定により買戻しの特約に関する登録の抹消を申請する場合 二・三 〔略〕 (申請書への記名等) 第二十四条 〔略〕 2 前項の場合において、申請書には、同項の規定により<u>記名した者</u>(委任による代理人を除く。)の印鑑に関する証明書(住所地の市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、市長又は区長若しくは総合区長とする。次条第一項において同じ。))又は	(受付帳) 第十一条 〔同上〕 2 受付帳は、書面により調製する必要がある場合を除き、<u>磁気ディスクその他の電磁的記録に記録して調製するものとする。</u> (添付書面) 第十九条 〔同上〕 2 次に掲げる場合には、前項第五号の規定にかかわらず、登録原因を証する書面を提出することを要しない。 〔号を加える。〕 一・二 〔同上〕 (申請書への記名等) 第二十四条 〔同上〕 2 前項の場合において、申請書には、同項の規定により<u>記名押印した者</u>(委任による代理人を除く。)の印鑑に関する証明書(住所地の市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、市長又は区長若しくは総合区長とする。次条第一項において同じ。))又は

登記官が作成するものに限る。以下同じ。）を添付しなければならない。

「3・4 略」

（登記事項証明書の期間制限等）

第二十五条 第十九条第一項第一号又は第二号に掲げる事項を記載した書面であつて、市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成したものは、作成後三月以内のもでなければならない。

2 「略」

（申請の受付）

第三十条 「略」

2 内閣総理大臣は、前項の規定により受付をする際、申請書に申請の受付の年月日及び受付番号を記載しなければならない。

3 「略」

（令第三十二条第二項の相当の調査）

第五十一条の二 令第三十二条第二項の内閣府令で定める方法は、次に掲げる措置をとる方法とする。

一 共同して登録の抹消の申請をすべき者の調査として次のイ及びロに掲げる措置

イ 登録義務者の法人の登記簿を備えると思料される登記所の登記官に対する登録義務者の登記事項証明書の交付の請求

又は登記官が作成するものに限る。以下同じ。）を添付しなければならない。

「3・4 同上」

（代表者の資格を証する書面の期間制限等）

第二十五条 「同上」

2 「同上」

（申請の受付）

第三十条 「同上」

2 内閣総理大臣は、前項の規定により受付をする際、申請書（申請書記載事項の全部を記録した磁気ディスクにあつては、適宜の用紙）に申請の受付の年月日及び受付番号を記載しなければならない。

3 「同上」

「条を加える。」

ロ イの措置により登録義務者が合併により解散していることが判明した場合には、登録義務者の合併後存続し、又は合併により設立された法人についてとるイに掲げる措置

二 前号の措置により法人の登記簿に共同して登録の抹消の申請をすべき者の代表者（共同して登録の抹消の申請をすべき者が合併以外の事由により解散した法人である場合には、その清算人又は破産管財人。以下この条において同じ。）として登記されている者が判明した場合には、当該代表者の調査として当該代表者が記録されている住民基本台帳等を備えると思料される市町村の長に対する当該代表者の住民票の写し等の交付の請求

三 共同して登録の抹消の申請をすべき者の所在の調査として書留郵便その他配達を試みたことを証明することができる方法による次のイ及びロに掲げる措置

イ 登録義務者の登録簿上の住所に宛ててする登録義務者に対する書面の送付（第一号の措置により登録義務者が合併により解散していること及び共同して登録の抹消の申請をすべき者が所在すると思料される場所が判明した場合を除く。）

ロ 第一号の措置により共同して登録の抹消の申請をすべき者が所在すると思料される場所が判明した場合には、その場所に宛ててする当該者に対する書面の送付

四 第一号及び第二号の措置により共同して登録の抹消の申請をすべき者の代表者が判明した場合には、当該代表者の所在の調査として書留郵便その他配達を試みたことを証明することができる方法による次のイ及びロに掲げる措置

イ 共同して登録の抹消の申請をすべき者の法人の登記簿上の代表者の住所に宛ててする当該代表者に対する書面の送付

ロ 第一号及び第二号の措置により当該代表者が所在すると思料される場所が判明した場合には、その場所に宛ててする当該代表者に対する書面の送付

(申請人以外の者に対する通知)

第六十九条 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める者に対し、登録が完了した旨を通知しなければならない。

一 民法第四百二十三条その他の法令の規定により他人に代わってする申請に基づく登録を完了した場合 当該他人

二 令第四十七条の二の規定による申請に基づく買戻しの特約に関する登録の抹消を完了した場合 当該登録の登録名義人であつた者

2
[略]

(登録事項証明書の交付の請求書等)

第七十四条 [略]

2
[略]

3 令第六十六条第三項から第五項までの規定により登録簿の附属書類の閲覧の請求をするときは、前項第一号及び第二号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を請求書の内容とする。

〔一〕三 略〕

四 令第六十六条第四項の規定により公共施設等立地図以外の登録簿

(申請人以外の者に対する通知)

第六十九条 内閣総理大臣は、民法第四百二十三条その他の法令の規定により他人に代わってする申請に基づく登録を完了した場合には、当該他人に対し、登録が完了した旨を通知しなければならない。

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

2
[同上]

(登録事項証明書の交付の請求書等)

第七十四条 [同上]

2
[同上]

3 令第六十六条第三項の規定により登録簿の附属書類の閲覧の請求をするときは、前項第一号及び第二号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を請求書の内容とする。

〔一〕三 同上〕

四 令第六十六条第三項ただし書の利害関係を有する理由及び閲覧す

の附属書類の閲覧の請求をするときは、閲覧する部分及び当該部分を閲覧する正当な理由

五 令第六十六条第五項の規定により公共施設等立地図以外の登録簿の附属書類の閲覧の請求をするときは、閲覧する附属書類が自己を申請人とする登録記録に係る登録簿の附属書類である旨

4 前項第四号の閲覧の請求をするときは、同号の正当な理由を証する書面を提示しなければならない。この場合において、内閣総理大臣から求めがあったときは、当該書面又はその写しを内閣総理大臣に提出しなければならない。

5 第三項第五号の閲覧の請求をするときは、同号の閲覧する附属書類が自己を申請人とする登録記録に係る登録簿の附属書類である旨を証する書面を提示しなければならない。この場合において、内閣総理大臣から求めがあったときは、当該書面又はその写しを内閣総理大臣に提出しなければならない。

6・7 「略」

(手数料の納付方法)

第七十九条 令第六十六条第六項に規定する手数料は、請求書に収入印紙を貼り付けてしなければならない。

別表第二(第十六条、第十九条関係)

る部分

「号を加える。」

4 前項の閲覧の請求をするときは、同項第四号の利害関係がある理由を証する書面を提示しなければならない。

「項を加える。」

5・6 「同上」

(手数料の納付方法)

第七十九条 令第六十六条第四項に規定する手数料は、請求書に収入印紙を貼り付けてなければならない。

別表第二(第十六条、第十九条関係)

項	登録	申請書記	添付書面
載事項			

項	登録	申請書記	添付書面
載事項			

「二五略」	六 登録の抹消（十、十四及び二十九の項の登録を除く。）	
	イ 令第三十二条第三項の規定により登録権利者が単独で申請するときは、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第百六条第一項に規定する除権決定があつたことを証する書面 ロ 令第三十二条第四項前段の規定により登録権利者が単独で抵当権に関する登録の抹消を申請するときは、次に掲げる書面 （1）「略」 （2）共同して登録の抹消の申請をすべき者の所在が知れないことを証する書面 ハ 令第三十二条第四項後段の規定により登録権利者が単独で抵当権に関する登録の抹消を申請するときは、次に掲げる書面 「（1）・（2）略」 （3）共同して登録の抹消の申請をすべき者の所在が知れないことを証する書面	
「二五同上」	六 登録の抹消（十、十四及び二十九の項の登録を除く。）	
	イ 令第三十二条第二項の規定により登録権利者が単独で申請するときは、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第百六条第一項に規定する除権決定があつたことを証する書面 ロ 令第三十二条第三項前段の規定により登録権利者が単独で抵当権に関する登録の抹消を申請するときは、次に掲げる書面 （1）「同上」 （2）登録義務者の所在が知れないことを証する書面 ハ 令第三十二条第三項後段の規定により登録権利者が単独で抵当権に関する登録の抹消を申請するときは、次に掲げる書面 「（1）・（2）同上」 （3）登録義務者の所在が知れないことを証する書面	

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	「七〃三十 略」				
		二 令第四十一条の二の規定により登録 権利者が単独で抵当権に関する登録の 抹消を申請するときは、次に掲げる情 報 (1) 被担保債権の弁済期を証する情報 (2) 共同して登録の抹消の申請をすべ き法人の解散の日を証する情報 (3) 令第三十二条第二項に規定する方 法により調査を行ってもなお(2)の法 人の清算人の所在が判明しないこと を証する情報 ホ イからニまでに規定する申請以外の 場合にあつては、登録原因を証する書 面 へ 「略」			
	「七〃三十 同上」				
		二 「加える。」 ホ イからハまでに規定する申請以外の 場合にあつては、登録原因を証する書 面 へ 「同上」			

附 則

この府令は、令和五年四月一日から施行する。